

事件類型別

依頼者対応の勘所

～選ばれる弁護士になるために～

勘所シリーズ
好評第三弾!



官澤里美 著

(弁護士・官澤綜合法律事務所所長／東北大学法科大学院教授)

A5判・単行本・全1巻・224頁 定価：本体2,500円+税

- ◆ 弁護士歴30年の執筆者の経験をもとに、依頼者から選ばれる弁護士になるための“勘所”を実務に即した流れで整理・解説しています。
- ◆ 書式等のサンプルや具体的なエピソードを多数掲載！すぐに業務に活かせます！
- ◆ 面白くてためになる、若手弁護士の必読書!!

内容見本

2 金銭を請求される事件

1. 勘所…依頼者は早く請求から逃れたい!

借入金や売買・工事の代金、損害賠償、慰謝料等、金銭を請求されているという種類の事件は、債務は認めるがお金が無くて払えないもの(無資力型)、債務を認めず争うもの(債務否定型)、債権者の請求が依頼者の平穏な生活や業務を脅かしているもの(平穏侵害型)があります。

この種類の事件では、依頼者は多かれ少なかれ早く請求から逃れたいと思っているものです。特に、無資力型と平穏侵害型は精神的苦痛も伴うため、早めに受任通知を発送し、その苦痛を緩和してあげることが勘所です。ただ、苦痛から逃れたいがためにその場逃れの嘘をつく場合があること、苦痛がなくなった途端、「暇元過ぎれば熱さを忘れる」というように非協力的になることがあるので、注意が必要です。

債務否定型の事件は、裁判で債務の内容を争うため苦勞することが多いですが、勝訴しても依頼者に金銭が入ってくるものではないので、後で報酬の支払を渋られることも少なくありません。報酬については、事前に十分な納得を得てから受任することが勘所です。

2. 受任時

(1) 着手金以上のメリットを依頼者に与えられるかをチェック

請求に対して法的な反論の余地は無いが、資金繰りなどの都合で一括支払は困難。しかし、破産を検討する必要があるような債務超過の状態ではなく、平穏侵害型にも該当しないといった場合には、着手金以上のメリットを依頼者に与えられるかどうかをチェックする必要があります。

このような事件の場合は、減額や分割払いを相手方をお願いするかなく、相手方の対応によっては、債権者に譲渡するわけもなく、2

かけるのであれば、早い方がマイナスの発生を減らすことができお得なのです。

つまり、躊躇していると同収できない滞納賃料が増えていくだけであり、早めに弁護士を依頼して訴訟提起することで経済的損失を増やさずに済むのです。

さっさと賃貸借契約を解除して賃料収入の発生をストップさせ、さっさと裁判を起こして相手方を立ち退かせ、賃料をきちんと支払ってくれる賃借人を入居させましょうと助言するのが、このような種類の依頼者の経済的マイナスを減らす勘所です。

依頼者 5年間賃料を滞納した賃借人から 居住権を反論された大家さん

アパートを所有している大家さんは、毎月賃料収入が入ってきて楽な生活ができそうと思われがちですが、賃料を滞納されると住宅ローンの返済にも苦勞し、しかも不動産所得は発生して税金を取られるので、実際は楽ではないのです…。

5年間も賃料を滞納された大家さんが「悩んだ末に相談に来所。前述のような説明を行った上で、即日受任して1週間後には提訴しました。約1ヶ月後の第1回口頭弁論期日。賃借人が出廷して「5年間賃料を滞納したのは事実だが、私には居住権があるので立退き料をもらわなければ立ち退かない」と堂々と反論。

賃料滞納者に居住権などという権利はない! 賃料滞納がない賃借人に立ち退いてもらうとすると正当事由がなかなか認められず、大家さんには不利です。

4 依頼者と連絡が取れなくなったら

1. 依頼者が連絡をくれない

時折ですが、依頼者のなかには、引越したわけでもなく、こちらからの連絡は届いているはずなのに、返事の連絡をくれない人がいます。弁護士や事務所に対する不満があって連絡をくれない場合もありますし、約束した資料や金銭の準備ができないために連絡をくれない場合もあります。

そのような場合、依頼されている事件の処理をどのようにしたらよいか悩ましいところですが、次のように整理すればよいのではないかと考えています。

なお、委任契約前であれば、委任契約を締結する意思をなくした、依頼する意思をなくしたと考えるしかありませんので、以下の対応は、いずれも委任契約締結後であるということが前提です。

- ① 着手金の入金がなく、申立て前である場合
一定期間を設けた辞任予告書を送り、その期間内に連絡がなければ辞任する。
- ② 着手金の入金があり、申立て前である場合
着手金の処理が悩ましいのですが、早い段階で連絡をくれない理由の問合せを行い、依頼者が依頼する意思や弁護士への信頼を喪失したといった事情があるようであれば、着手金を返金して辞任する。依頼者側の準備の遅れが理由のようであれば一定期間は待ち、長期間準備が整わないようであれば着手金を返金して辞任する。
- ③ 着手金の入金がなく、申立て後である場合
一定期間を設けた辞任予告書を送り、その期間内に着手金の入金も連絡もなければ辞任する。
- ④ 着手金の入金があり、申立て後である場合

依頼者対応の“勘所”を知っておけば、
選ばれる弁護士になれる!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次(抄)

はじめに

I 総論

- 1 基本は当たり前この徹底！
 - 1 弁護士への三大クレーム…「応対が横柄」・「処理が遅い」・「報告が無い」
 - 2 夫婦関係も依頼者との関係も「まめな連絡、トラブル防止！」
 - 3 報告書のテンプレート化で依頼者へのまめな報告の習慣化
 - 4 「弁護士は約束を守らない」が常識？「約束は守る」の徹底を！
- 2 電話対応の勘所…依頼者に選ばれるかどうかは電話対応次第！
 - 1 電話番号の確実な聞き取り
 - 2 保留の上手な使いこなし
 - 3 速いレスポンスで評判アップ！
- 3 来所者対応の勘所…このひととき、私はあなただけのもの！
 - 1 多くの依頼者には一生に一度の出来事
 - 2 子連れ来所者への配慮
 - 3 念のための暴漢対策
- 4 相談申込者の「ファン化」…微差力で勝負！
 - 1 弁護士や事務所を好きになってもらおう
 - 2 電話受付時…相談申込者と相手方のフルネームの聞き取り
 - 3 利益相反と守秘義務のチェックのポイント
 - 4 相談日時決定と内容概略把握…相談カードの事前記入
 - 5 相談開始時の注意点…待たせず、始めは明るく・高く・爽やかに！
 - 6 相談中の注意点…傾聴し、助言はやさしく・ゆっくり・わかりやすく！
 - 7 相談後の対応…可能なら資料を渡し、扉が閉まるまでお見送り
 - 8 微差力でブランド化
- 5 受任時の勘所
 - 1 見通し等の適切な説明
 - 2 相談申込書での確認・登録で後日のトラブル防止
 - 3 委任契約書の作成の習慣化
- 6 事件継続中の勘所
 - 1 丁寧な仕事を文化に
 - 2 よく話を聞いてあげる

- 3 気持ちは騙されても、事実は騙されるな
- 7 和解に向けての勘所
 - 1 どのような場合に和解を勧めるか
 - 2 どのようにして和解を納得してもらうか
 - 3 和解は口頭で成立することの事前説明を忘れずに
- 8 終了時の勘所…「何事も、大切なのは 別れ方！」
Column 受験生に希望の灯を！…東日本大震災と新司法試験…

II 各論・事件類型別の勘所

- 1 金銭を請求する事件
 - 1 勘所…無いところからは取れない！
 - 2 受任時
 - 3 進行中
 - 4 終了後
 - 5 その他
- 2 金銭を請求される事件
 - 1 勘所…依頼者は早く請求から逃れたい！
 - 2 受任時
 - 3 進行中
 - 4 終了時
 - 5 いつかは使いたい？ 名(迷)反論
- 3 男女関係をめぐる事件
 - 1 勘所…依頼者の感情を上手にコントロール！
 - 2 受任時
 - 3 進行中
 - 4 終了後
 - 5 その他
- 4 相続をめぐり事件
 - 1 勘所…感情的に揉めても無益・大損！
 - 2 受任時
 - 3 相続放棄をめぐり誤解の解消
 - 4 遺言
 - 5 遺産分割
 - 6 その他
- 5 貸借関係の事件
 - 1 勘所…貸料滞納の賃借人に借地借家法の保護はない！
 - 2 受任時
 - 3 進行中
 - 4 終了時

- 6 隣近所同士の事件
 - 1 勘所…費用の節約と穏便な解決を！
 - 2 受任時
 - 3 進行中
 - 4 終了後
- 7 刑事情状弁護の事件
 - 1 勘所…被告人の更正が第一！
 - 2 受任時
 - 3 進行中
 - 4 終了時
- 8 民事控訴審の事件
 - 1 勘所
 - 2 控訴類型ごとの勘所
- 9 その他の類型の事件
 - 1 経営者から労務関係の事件の依頼を受けたら
 - 2 破産管財人になったら

III こんな場合にどうする？

- 1 勝つ見込みの無い事件の依頼を受けたら
 - 1 他の弁護士は勝てると言っていたのですが…
 - 2 先生に頼んで負けたら本望です！
 - 3 質より量のこともある
- 2 依頼者が身勝手すぎたら
 - 1 遅い！ 急げ！と言われたら
 - 2 書面の内容への注文が多い依頼者
 - 3 和解に抵抗する依頼者
- 3 依頼者がクレーマーになったら
 - 1 依頼者をクレーマーにしないために
 - 2 しつこいクレームを受けたら
 - 3 弁護士会に苦情を言うぞ
 - 4 所長を出せと言われたら
- 4 依頼者と連絡が取れなくなったら
 - 1 依頼者が連絡をくれない
 - 2 依頼者が行方不明
 - 3 依頼者が死亡
- 5 セミナーの依頼を受けたら
 - 1 セミナーは広告と思え
 - 2 良いセミナーにするために
 - 3 喜んでもらいたい気持ちが大切

おわりに

勘所シリーズ

『弁護士業務の勘所
『弁護士倫理の勘所

～弁護士という仕事をもっと楽しむために～
～信頼される弁護士であるために～』も

好評発売中！

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規 依頼者対応勘所

検索

CLICK!